

第1章 計画策定の基本的な考え方



1 子供の読書活動推進の意義

読書活動は、「子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子供の読書活動の推進に関する法律）であります。

平成17年に「文字・活字文化振興法」が制定された後、平成19年には「学校教育法」の一部改正があり、義務教育の目標に関する規定の中に、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことが。」が新たに加われました。その後、実施となった新しい幼稚園教育要領や保育所保育指針では、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わうこと、また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の新しい学習指導要領では、学校図書館の利活用を図り、読書活動を充実することが明記されています。

「北海道子どもの読書活動推進計画」（第三次計画）では、「北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。」と、その基本理念を示しています。

知内町においても、子供の読書活動の重要性を認識し、様々な事業の実施に取り組んできたところではありますが、本町における子供たちの読書に対する関心などを把握するとともに、子供の読書活動に関する問題や課題を整理した上で、知内町の学校（幼稚園・保育園・保育所含む）・家庭、地域が一体となって、子供の読書環境を計画的に整備・充実していくことが大切です。

2 計画の目的

知内町で育つすべての子供たちが、町内のあらゆる機会とあらゆる場所において、自ら本の楽しさに気づき、自主的に読書活動を行うことができるよう、町民がそろって子供たちの読書環境の整備を図るために、計画を策定するものです。

3 計画の対象

計画の対象は、0歳から18歳とします。知内町では、毎年、およそ20人～30人の子供が生まれていますが、大切な子供たちに視点を当て、その成長を見守っていけるような計画とするために、方策を学校・家庭・地域・施設に分類し、具体的な取組についても、幼児期、小学生期、中学生期、高校生期の各成長期に分けて考えていくことと致しました。

4 計画の期間

計画期間が、平成25年度から29年度までの5年間としている北海道の「子どもの読書活動推進計画」（第三次）の方向性を参考にし、計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

第2章 子供の読書活動推進のための方策



第1節 学校における方策

1 推進の方向性

幼稚園・保育園・保育所、小中高等学校では、読み聞かせやブックスタート、ブックフェスティバル等、園・学校生活を通じた読書活動を推進し、子供が日常的に本を手に取り、楽しむ習慣をつくれます。また、行事や広報を通して、保護者へ読み聞かせや読書を広める取り組みをして参ります。

子供の読書アンケートでは、ブックフェスティバルの評価がとて高いことから、ブックフェスティバル事業の拡充と継続を図ります。また、学校図書室の利用者数が低いことから図書室の環境整備を図り、読書活動の中心となるようその総合的な整備を進めて参ります。

2 具体的な取り組み

(1) 幼稚園・保育園・保育所では

- ・年齢別の読み聞かせなど絵本や物語に親しむ活動を行います。
- ・開かれた図書室運営や絵本などが目につくよう施設の環境整備を行います。
- ・幼児向け図書の充実を図り、園児・保護者への積極的な貸し出しを行います。
- ・絵本便りやポスター等の掲示工夫で、絵本や読書の楽しさをPRします。

(2) 小学校では

- ・朝読書の実践の他、ブックフェスティバルの継続で読書活動の推進に努めます。
- ・学校図書室の環境整備と配架に工夫し、利用しやすい図書室の改善を行います。
- ・中央公民館図書室や学校間連携を図り本の相互貸借を行います。
- ・季節やスポーツイベントに合わせた展示やPRを行い本に触れる機会をつくれます。
- ・学校司書の配置に努めます。

(3) 中学校では

- ・朝読書の実践で読書に興味を持つ機会をつくれます。
- ・除架の継続と配架時における面出しの工夫等図書室の環境づくりに努めます。
- ・図書委員による企画や昼休み貸出、学級文庫貸出に工夫を持たせます。
- ・図書委員によるポスター掲示を工夫し、季節や時期に応じた関連図書を配置します。
- ・学校司書の配置に努めます。

(4) 高等学校では

- ・朝読書の実践で読書に興味を持つ機会をつくれます。
- ・気軽に立ち寄れる図書室に向けた環境整備を行います。
- ・図書室以外での読書スペース確保など積極的な読書活動の働きかけを行います。
- ・学級単位での貸し出しを図書通信等で積極的にアピールし読書活動の推進に努めます。
- ・学校司書を配置し図書室の放課後開館等を行います。

第2節 家庭における方策



1 推進の方向性

家庭は、本に親しむきっかけをつくり、読書に対する興味や関心を育む上で重要な役割を担っております。読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、読書活動が家庭において習慣となるよう、保護者が積極的に取り組むだけでなくその指導を図る必要があります。そのためには、家庭での読み聞かせや家族で読書する時間を設ける、家族で図書室を利用するなどの読書に対する興味や関心が高められるよう、保護者による読書活動の推進が必要となります。

子供の読書アンケートでは、読書が好きな児童生徒が多いだけでなく、読書の大切さや読書活動で得た知識や学習が将来役に立つというような、読書活動の有効性について十分知られていること、帰宅後や就寝前の読書活動を行う児童生徒が多いことがわかりました。しかし、保護者による読書指導が成されていないこと、1日の読書冊数が全国平均以下であること、インターネットやゲームを行う時間が多いことから、下記のような取り組みを各家庭に奨励し、日常的に本に触れる環境づくりの他、「毎日10分朝読書」運動に努めます。

2 具体的な取り組み

(1) 幼児期では

- ・母親だけでなく父親による「パパの読み聞かせ」の実践を奨励します。
- ・保護者による読み聞かせを通し言語教育とコミュニケーション能力の向上に努めます。
- ・ブックスタートやおたのしみ図書館等の事業へ参加するようその推進と奨励に努めます。

(2) 小学生期では

- ・朝読、家読活動の実践を奨励し、読書習慣の定着に取り組めます。
- ・ノーゲーム、ノーメディア、読書デーを設け、家族で楽しむ読書活動の推進を図ります。
- ・毎週金曜日の貸出デーを設定し、週末読書習慣の定着を図ります。

(3) 中学生期では

- ・朝読、家読活動の実践を奨励し、読書習慣の定着に取り組めます。
- ・ノーゲーム、ノーメディア、読書デーを設け、家族で楽しむ読書活動の推進を図ります。
- ・保護者による日常的な読書指導と図書室を利用した読書や学習指導の奨励を図ります。

(4) 高校生期では

- ・図書室等を活用し、日常的に本のある家庭環境の整備に努めるよう奨励します。
- ・ノーゲーム、ノーメディア、読書デーを設け、家族で楽しむ読書活動の推進を図ります。
- ・中央公民館図書室や学校図書通信等の配布を行い読書活動の推進に努めます。

第3節 地域や支援団体における方策



1 推進の方向性

地域において読書活動を推進するためには、乳幼児期から読書に親しむ習慣が身に付くよう、効果的な事業を実施することが望まれます。また、中央公民館図書室や学童保育は子供が乳幼児期から親子で多くの本に親しんだり、友達とのコミュニケーションを深める場としても期待されています。読書の大切さを啓発するとともに、中央公民館図書室・学童保育・幼稚園・保育園・保育所や各学校、家庭において「読書サークルライラックの会」等の協力を得ながら読書の楽しさを伝える事業に取り組みます。

子供の読書アンケートでは、中央公民館図書室の利用率が高学年になるにつれ低く、高等学校生徒においては80%以上の生徒が利用しておりません。また、「読書サークルライラックの会」が行う「おたのしみ図書館」への参加者も固定化していることから、乳幼児とその保護者への積極的な参加奨励だけでなく、多数の児童生徒が参加できるような取り組みを行います。

2 具体的な取り組み

(1) 幼児期では

- ・幼稚園・保育園・保育所・中央公民館間の連携を図り、絵本等の相互貸借を行います。
- ・ブックスタートや学びカフェ等の事業において保護者に対する読み聞かせ指導を行います。
- ・幼児向け絵本コーナーの整備と継続的改善を図ります。

(2) 小学生期では

- ・各学校と連携しブックフェスティバルの継続的改善を図ります。
- ・おたのしみ図書館等事業の際、湯ノ里小学校、涌元小学校への送迎手配に努めます。
- ・小学生が「学び・調べ学習」を行うスペースの確保と継続的改善を図ります。

(3) 中学生期では

- ・中学校と連携したブックスタート等の事業展開を進めます。
- ・多世代の町民と接する事業展開を進め、読書活動を通じた育みの推進を図ります。
- ・インターンシップにおける図書室業務体験を通し総合的な読書活動の推進を図ります。

(4) 高校生期では

- ・ライラックの会と連携し、幼児や小学生への読み聞かせボランティア活動を行います。
- ・文化祭図書室まつりや大人のおたのしみ図書館等、多世代の町民と接する機会を設け、高校生が主体的・自主的に活動できる事業を企画・運営・実施します。
- ・インターンシップにおける図書室業務体験を通し総合的な読書活動の推進を図ります。

第4節 読書環境の総合的な整備と充実による方策



1 推進の方向性

子供の読書活動を推進するためには、学校・家庭・地域の連携は欠かすことができません。さらには、読書環境の整備充実はその活動の支えとなるものです。以上を踏まえ、いつでも・どこでも・だれでも読みたい本が自由に手に取れる環境を整備するため、中央公民館図書室、学童保育、学校、公共施設等が連携し、その総合的な環境の整備と充実を図って参ります。

子供の読書アンケートでは、読書が好きな児童生徒が多いにもかかわらず、1日の読書冊数が全国平均以下であることが分かりました。このようなことから、読書環境の総合的な整備と充実を図り、「いつでも・どこでも・だれでも読書」を目指し、1日の読書冊数を増やすよう努めます。

2 具体的な取り組み

(1) 中央公民館図書室では

- ・おたのしみ図書館や学びカフェ等の事業を通し、日常的な読書習慣の定着を図ります。
- ・図書室以外にも公民館のあらゆる箇所に読書機能を充実させ、気軽に立ち寄れる読書スペースの確保の他、多くの来館者に気軽に本にふれる環境をつくります。
- ・道立図書館との相互貸借の他、スムーズな貸出や返却のサービスを図ります。
- ・本に興味を持てるような配架や飾り付け等に工夫し読書活動の推進を図ります。
- ・意見箱などを設置し、常に町民の声を反映できる図書室環境をつくります。

(2) 公共施設では（役場、こもれび温泉、遊泳館等）

- ・気軽に読書ができる読書スペースの確保に努めます。
- ・おたのしみ図書館や学びカフェ等の事業をPRします。
- ・中央公民館図書室と連携し定期的な本の相互貸借を行います。
- ・町広報や学びの広場等で読書環境のPRを図ります。





第2次知内町子供読書活動推進計画

発行日 平成28年3月発行

編集・発行 知内町教育委員会

住所：上磯郡知内町字重内21-1 知内町中央公民館

電話：01392-5-6855